

通行止めに伴う乗継料金調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、一般道を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客さまにつきましてはご利用料金の調整をいたします。ご利用にあたっては乗り継ぎ後の最初の出口ICで、一旦流出するICでお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」と再流入ICにて発行した「入口通行券」を一緒に係員に提出していただくと、所定の調整方法により算出した料金となります。

また、ETCをご利用のお客さまは、全行程で同一のETCカードをご利用のうえ、通常どおりETCレーンを通行してください。この場合でも原則として直通走行（最初の流入ICと乗り継ぎ後の最初の流出IC間）に適用されるETC時間帯割引が適用されたこととして、料金調整が行われます。（ご利用時は調整前の料金表示となりますが、請求時にはご利用区間に応じた調整後の料金で請求させていただきます。）

乗継料金調整が行われるICは下記のとおりです。

方向	迂回路への流出IC	迂回路からの再流入IC
上信越道 上越方面から 上信越道 佐久方面へのご利用	上信越道 長野IC 須坂長野東IC 長野道 更埴IC	上信越道 上田菅平IC 東部湯の丸IC 小諸IC
長野道 松本方面から 上信越道 佐久方面へのご利用	長野道 更埴IC 麻績IC	上信越道 上田菅平IC 東部湯の丸IC 小諸IC

※次の場合も料金調整を行います。

- ①高速道路を走行中に通行止めが開始され、坂城ICから流出した場合
- ②一般道を迂回中に通行止めが解除され、坂城ICから再流入した場合
- ③流出直後に通行止めが解除され、同一ICから再流入した場合